⑤　④の早期排出削減量は工場等（小規模工場等は除く。）又は輸送手段ごとに、起点年度平均エネルギー起源排出量（⑥の規定に基づき算出される早期排出削減量の算出の基礎となる量をいう。⑥において同じ。）に１から0.017に早期排出削減年度数（起点年度（平成25年度以降であって、最初に特定工場等となった年度の翌々年度をいい、平成23年度時点において、特定工場等に指定されていた工場等については平成25年度とする。）から届出を初めて行う年度の前々年度までの年度の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量から、届出を初めて行う年度の前３年度のエネルギー起源排出量の各年度のエネルギー起源排出量の合計量を３で除した量を減じた量とする。

⑥　⑤の起点年度平均エネルギー起源排出量は、次の㈠及び㈡に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ㈠及び㈡に定める量の合計量とする。

㈠　平成23年度から届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っている特定工場等又は輸送手段　平成24年度から平成26年度までの各年度に省エネ法又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この㈠及び㈡において「温対法」という。）に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を３で除した量に、令和５年度から令和７年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和５年度から令和７年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値

㈡　平成24年度以降に初めて省エネ法定期報告を行った特定工場等又は輸送手段であって、届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っているもの　特定工場等に指定された年度の翌年度から当該翌年度の翌々年度までの各年度に省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を３で除した量に、令和５年度から令和７年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和５年度から令和７年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値

⑦　割当年度における基準原材料起源排出量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑧に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑧に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの原材料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準原材料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準原材料起源排出量

⑧　⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準原材料起源排出量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設し